

2020年6月12日

株主各位

第14回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<https://corp.logly.co.jp/ir>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供
しております。

ログリー株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2018年12月21日に決議した「内部統制システム構築に関する基本方針」に則り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、今後も当該体制を継続することを決定しております。また同時に、適宜整備運用状況の評価・見直しを行い、実効性のある内部統制システムとなるよう、努めてまいります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの取締役及び使用人は、社会の一員として「ログリー行動規範(クレド)」に即した行動を行い、健全な企業経営に努めるものとする。
- ・当社グループの取締役は、当社の取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に当社の取締役会に報告するものとする。
- ・当社グループの取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行するものとする。
- ・当社の取締役CFOは、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款の問題の有無を調査し、経営会議またはディスクロージャー委員会を通じて業務執行取締役及び監査等委員に報告する。当社の取締役は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ・当社の監査等委員は、法令が定める権限を行使し、業務執行取締役の職務の遂行を監査、監督する。
- ・定期的に実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、当社グループのコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に速やかに報告する体制を構築するものとする。
- ・定期的に開催する当社のディスクロージャー委員会において、当社グループのコンプライアンス遵守に関する重要課題を審議する。また、当社のコンプライアンス担当部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。

- ② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社グループの取締役会議事録、稟議や決裁事項など執行にかかる文書及び電磁的記録を社内規程に従い適切に保存し、管理する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社の取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めるものとする。また、外部機関を活用した与信管理や、外部の総合法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めるものとする。
 - ・当社の業務執行取締役は、「リスク管理規程」に基づき、必要に応じてリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのガイドライン等を制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等によりリスク管理体制を確立する。
 - ・定期的に実施する内部監査では、「リスク管理規程」に準拠して、定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのガイドライン等を制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等によりリスク管理体制を確立する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社グループの経営の基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
 - ・定時取締役会を月に一度開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとし、迅速な意思決定を行うため、経営及び業務執行に関する重要事項の共有を行う機関として経営会議を設置するものとする。
 - ・取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行うものとする。
 - ・日常の職務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社子会社の業務執行の状況については、定期的に当社の取締役会において報告されるものとする。
 - ・当社子会社を担当する業務執行取締役は、随時当社子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
- ⑥ 当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- ・財務報告について内部統制が有効に行われるよう社内規程等必要かつ適正な体制の構築・維持・向上を図るとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととする。その人事については、事前に監査等委員会の同意を得るなど、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保すると共に、当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮・命令に服するものとする。なお、補助すべき取締役は置かないものとする。
- ⑧ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議において決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
 - ・当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告するものとする。
 - ・前二号の説明又は報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを禁止するとともに、その旨を当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して周知徹底するものとする。また、報告を受けた監査等委員会は、報告者の氏名及び情報等を秘匿するものとする。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員が職務の執行において、費用の請求をした時は、その費用等が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理するものとする。
- ⑩ 監査等委員会の監査・監督が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、ディスクロージャー委員会を通じて、必要な情報を収集するとともに、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査担当部門との定期的な会合を通じて情報意見交換を行い、監査・監督の効率性及び実効性を確保するものとする。
- ⑪ 当社グループの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針として周知徹底するとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、上記の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に従い、業務の適正を確保するための体制を運用しております。また、当社の社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を徹底するため、取締役及び使用人への意識の浸透を図っております。

内部監査については、内部監査責任者が年間の内部監査計画に基づき監査を実施しております。

監査等委員会に対しては、監査等委員が取締役会やその他重要な会議へ出席する機会を確保し、監査等委員会の要請に応じ速やかに情報提供をするなど、監査・監督が実効的に行われる環境を整備しております。また同時に、内部監査担当、監査等委員会、会計監査人の三者間による連携が密にとれるような関係の構築を支援しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 ログリー・インベストメント株式会社
当連結会計年度において、ログリー・インベストメント株式会社を新規設立し、新たに連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 クロストレックス株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な会社等の名称 クロストレックス株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物および建物付属設備については、定額法、その他は定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

□. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、５年間で均等償却しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

11,741千円

(2) 当社は、資金調達の機動性と安定性を高めるため、取引銀行１行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

2020年３月31日

貸出コミットメント契約総額	100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	100,000千円

(注) この契約には下記の財務制限条項が付されております。

- ・本契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,866,500株 |
|------|------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 130,600株 |
|------|----------|

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 資金運用については短期的な預金に限定しております。設備投資等の理由により長期的な資金が必要となる際には、資金計画等を十分に検討し、主に銀行借入により調達しております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
- 敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。
- 借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後2年であります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- (ア)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
- 営業債権については、与信管理規程に従い、事業部が取引の信用情報を管理するとともに、財務経理規程に基づき管理部にて取引先ごとに残高を管理し、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。
- (イ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
- 各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新することにより、流動リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,529,218千円	1,529,218千円	－千円
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	239,260	239,260	－
資 産 計	1,768,479	1,768,479	－
(1) 買 掛 金	452,125	452,125	－
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	517,758	512,993	△4,764
負 債 計	969,883	965,118	△4,764

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似しております。

負債

(1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似しております。

(2) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	2020年3月31日
投資有価証券（関係会社株式）	15,300千円
投資有価証券（非上場株式）	114,663

(注) 投資有価証券については市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 651円75銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 22円00銭 |

8. 企業結合等関係

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 ベンチャー投資事業

事業の内容 企業への投資、投資事業組合の運営、M&A及び経営指導に関する事業、ベンチャーキャピタルに関する事業、その他、これらに関連付帯する一切の事業。

② 企業結合日

2019年12月2日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新たに設立した「ログリー・インベストメント株式会社」を承継会社とする新設分割

④ 企業結合後の名称

ログリー・インベストメント株式会社（当社の連結子会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、ネイティブ広告プラットフォーム「LOGLY lift」を軸に、ビッグデータを広告運用に活用した「運用型広告」に強みを持ち、インターネット広告市場の拡大に貢献してまいりました。ビッグデータの活用技術は、インターネット広告市場のみならず、様々な分野で応用され、人々の生活にイノベーションをもたらすための重要なテクノロジーとなっています。

以上のことから、ビッグデータの活用が強みを持つベンチャー企業への投資を行うことで、財務的な投資リターンの獲得に加え、当社の持つテクノロジーとの連携や協業により当社の既存事業を強化するとともに、人々の生活に大きな影響をもたらすイノベーションの創出（新規事業）にも取り組んでまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

取得による企業結合（事業譲受）

(1) 事業譲受の概要

① 譲受事業の概要

譲受先企業の名称 株式会社PLAN-B

譲り受けた事業の内容 ユーザーを理解することを目的としたユーザー分析DMPサービス

② 譲受の理由

当社は、ネイティブ広告プラットフォーム「LOGLY lift」を軸に、広告主（代理店を含む）の広告効果の最大化や媒体社（メディア）の満足度向上を実現することにより、市場シェアを順調に拡大してまいりました。昨今、ビッグデータを広告運用に活用した「運用型広告」がインターネット広告市場全体の伸びをけん引しております。ビッグデータの活用に関しては、代表取締役社長吉永 浩和が早稲田大学大学院在学時代から研究課題として取り組んでおり（在学中に工学博士取得）、吉永が当社を設立した後も、当社の社名に「蓄積されたデータ」という意味を持つ「ログ」を付けるほど、会社の基盤として位置付けているものです。

当社は創業当初から長年にわたり「蓄積されたデータ」（いわゆるビッグデータ）を統計的手法や機械学習技術を用いて分析し、事業の用に供せられるよう新しい価値を見出すことで、サービスという形で企業とユーザーに提供してまいりました。そのため、ビッグデータの活用に関して、当社内で技術の蓄積があり、当事業を推進する際の強みとなっております。

以上のことから、当社の強みであるビッグデータの活用技術と、「Juicer事業」は親和性が高く、当社が「Juicer事業」を譲り受けた後、速やかにインターネット広告市場をけん引している「運用型広告」の市場領域拡大に活かせると判断したため、「Juicer事業」を譲り受けることを判断しました。

③ 事業譲受日

2019年10月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 当期連結計算書類に含まれる譲受事業の業績の期間

2019年10月1日から2020年3月31日まで

(3) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	220,000千円
-------	----	-----------

取得原価	220,000千円
------	-----------

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

事業譲渡の仲介手数料	5,000千円
------------	---------

ファイナンス・アドバイザー費用	1,700千円
-----------------	---------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額92,757千円

② 発生原因

今後の事業発展によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

固定資産	127,242千円
資産合計	127,242千円

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種別の内訳並びに全体及び主要な種別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
ソフトウェア	121,191千円	5年
合計	121,191千円	5年

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物および建物付属設備については、定額法、その他は定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、5年間で均等償却しております。

- ②消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,741千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債権 | 4,752千円 |
| (3) 当社は、資金調達の機動性と安定性を高めるため、取引銀行１行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。 | |

2020年３月31日

貸出コミットメント契約総額	100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	100,000千円

(注) この契約には下記の財務制限条項が付されております。

- ・本契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

 売上高

15,884千円

 営業取引以外の取引高

648千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|---|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 1,866,500株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 50,143株 |
| (3) 剰余金の配当に関する事項 | |
| ①配当金支払額等 | |
| 該当事項はありません。 | |
| ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの | |
| 該当事項はありません。 | |
| (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 130,600株 |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	996千円
のれん	27,233
賞与引当金	6,437
ソフトウェア	7,702
減価償却超過額	723
その他	2,830
繰延税金資産小計	45,924
評価性引当額	△28,545
繰延税金資産合計	17,379

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 652円46銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 22円69銭 |